

1. 調査の概要

(1) 調査形態

調査時期：平成30年11月1日(木)～14日(水)まで

調査方法：インターネット（アンケート専用フォームへの入力）による回答

アンケート対象人数：405名（県内在住者のみ）

回収率：54.8%（回収数222名）

回答者の属性（百分率表示は小数点以下第二位を四捨五入しているため、個々の比率の合計は100%にならない場合がある。）

		人数(人)	比率(%)
全体(n)		222	100.0
地域別	県北	23	10.4
	県央	79	35.6
	鹿行	12	5.4
	県南	78	35.1
	県西	30	13.5
性別	男性	112	50.5
	女性	110	49.5
年齢	16～19歳	0	0.0
	20～29歳	7	3.2
	30～39歳	33	14.9
	40～49歳	51	23.0
	50～59歳	56	25.2
	60～69歳	38	17.1
	70歳以上	37	16.7
職業別	自営業	14	6.3
	会社員	63	28.4
	団体職員	8	3.6
	公務員	5	2.3
	主婦・主夫	58	26.1
	学生	3	1.4
	無職	46	20.7
	その他	25	11.3

(2) 調査目的

「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」の県民の認知度を把握するとともに、条例の普及・啓発のための基礎資料とすることを目的として実施するものです

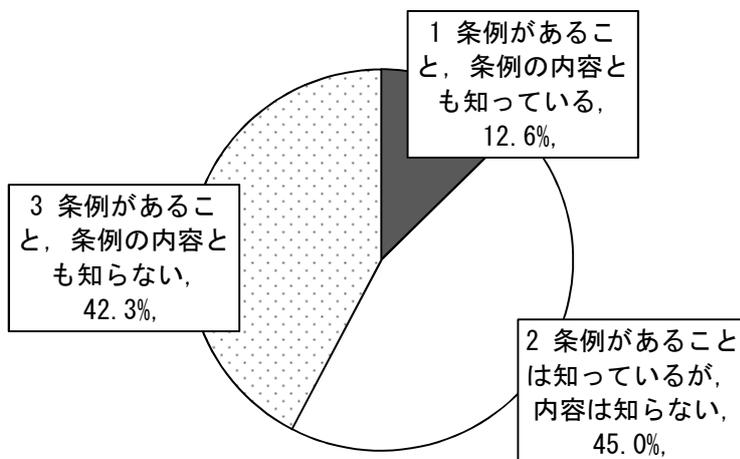
【担当課】茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課（青少年担当）

電 話：029-301-2183

e-mail：seisyonen@pref.ibaraki.lg.jp

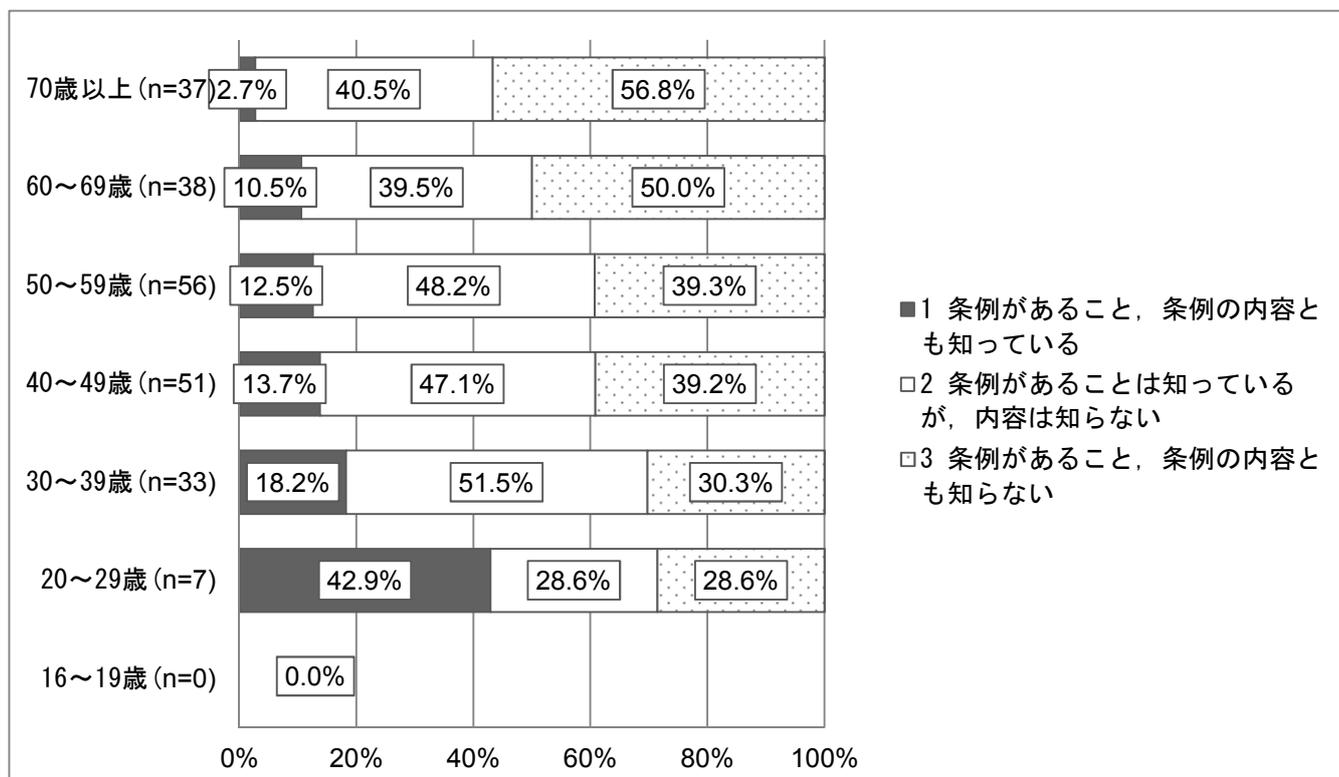
2. 調査の結果

【問1】あなたは、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例（以下、「青少年健全育成条例」という。）」を知っていますか。次の中から1つだけ選んでください。



◆「青少年健全育成条例」について、57.6%が「条例があることを知っている」（選択肢1と2の合計）と回答している。一方で、42.3%が「条例があること、条例の内容とも知らない」と回答している。

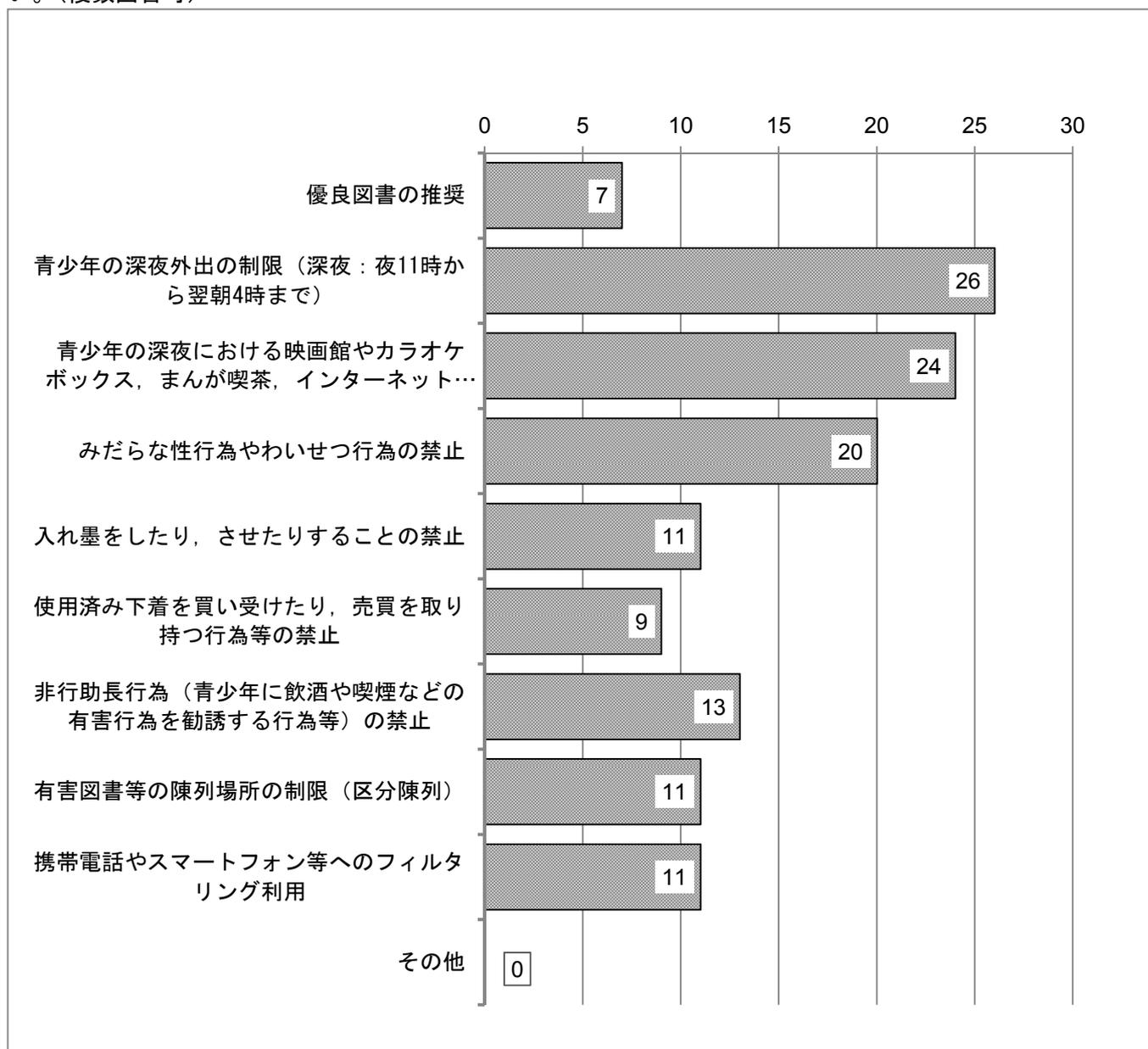
<世代別回答割合>



◆20歳代が「条例があること、条例の内容とも知っている」と回答した割合が最も高い(42.9%)。

また、30代～50代においては「条例があること、条例の内容とも知っている」割合は10%台であるが、「条例があることは知っているが、内容は知らない」と回答した割合は5割程度(40%台後半～50%台前半)となっている。60代以上においては、「条例があること、条例の内容とも知らない」割合が5割程度から5割以上となっている。

【問2】（問1で「1 条例があること、条例の内容とも知っている」と回答した方にお伺いします。）
 青少年の健全育成を図るための施策や規制について、次の中から知っているものをすべて選んでください。（複数回答可）

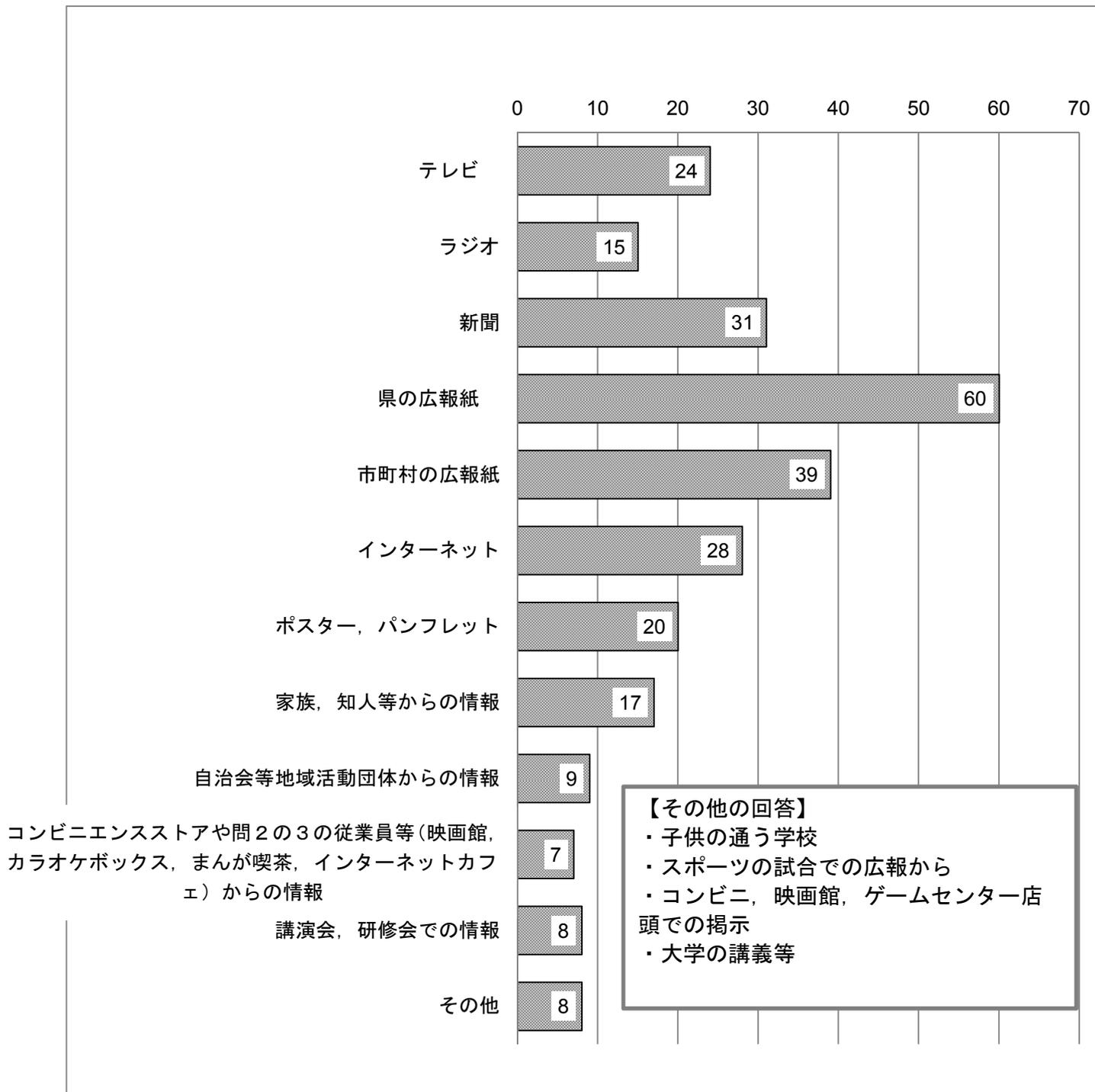


◆最も多かった回答が「青少年の深夜外出の制限」(26 人), 「青少年の深夜における映画館カラオケボックス, まんが喫茶, インターネットカフェへの入場禁止」(24 人)を合すると, 深夜外出の制限に係る内容の回答が多かった。

次いで, 「みだらな性行為やわいせつ行為の禁止」(20 人)の回答が多かった。

【問3】(問1で「1 条例があること、条例の内容とも知っている」または「2 条例があることは知っているが、内容は知らない」と回答した方にお伺いします。)

あなたは、「青少年健全育成条例」を何で知りましたか。次の中から、あてはまるものをすべて選んでください。(複数回答可)

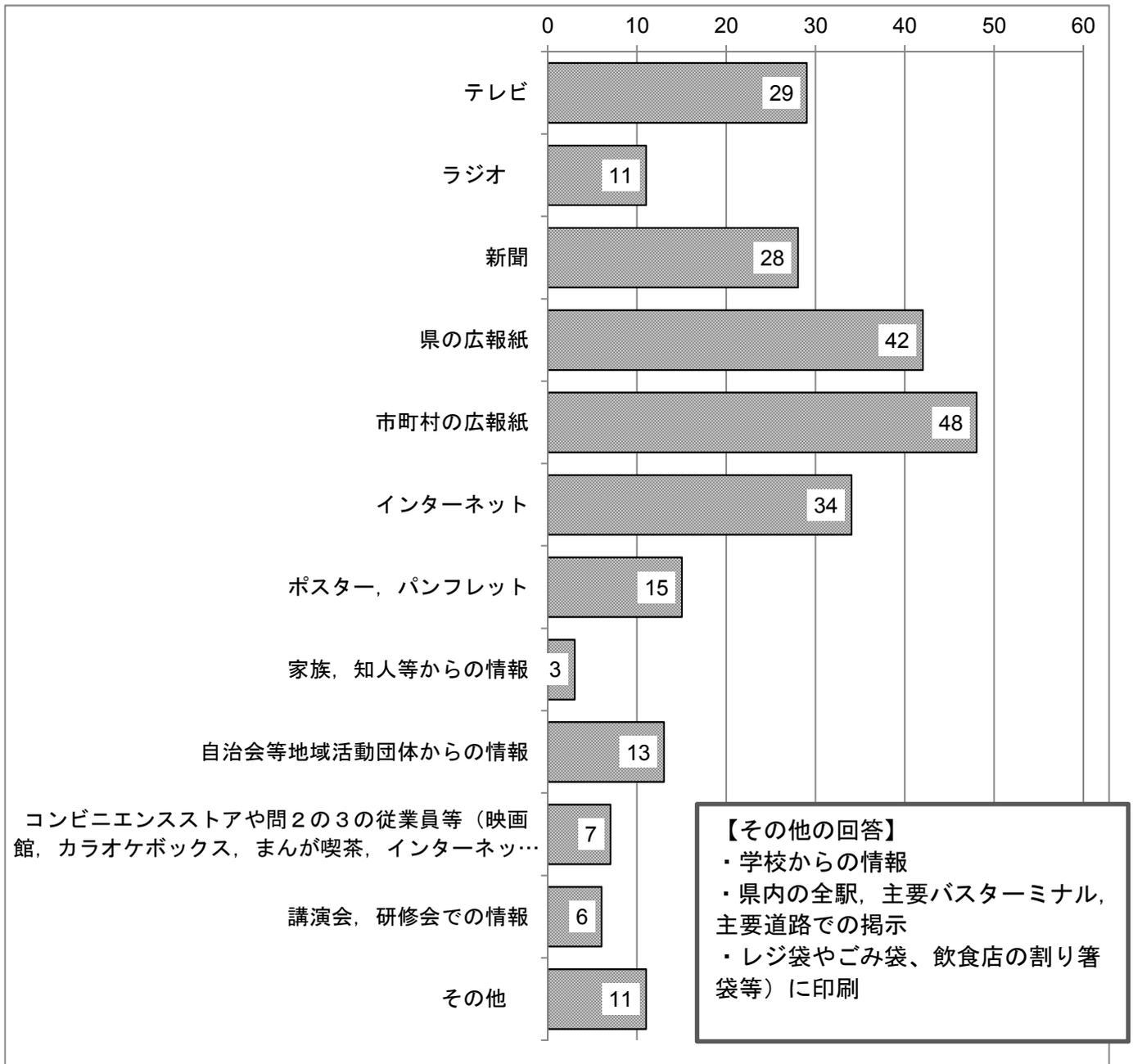


◆条例の認知経路は、県(60人)や市町村(39人)の広報紙が多かった。次いで新聞(31人)、インターネット(28人)となった。

「家族、知人からの情報」(17人)、「自治会等地域活動団体からの情報」(9人)、「コンビニエンスストアや映画館、カラオケボックス等からの情報」(7人)と、身近な大人、地域のお店や大人からの情報で条例を知った、という回答も見られた。

その他への回答として、「子どもの通う学校」、「コンビニ、映画館、ゲームセンター等店頭での掲示」、「スポーツの試合での広報で知った」との回答もあった。

【問4】（問1で「3 条例があること、条例の内容とも知らない」と回答した方にお伺いします。）
 「青少年健全育成条例」について情報発信するにあたり、あなたは何を重点的に行うべきと考えますか。
 次の中からあてはまるものを選んでください。（3つまで）



◆市町村(48人)や県(42人)の広報紙が多かった。次いでインターネット(34人)、新聞(28人)となった。
 その他への回答として、「学校からの情報」、「駅、バスターミナルでの記事掲示」「レジ袋やごみ袋、飲食店の割り箸袋等)に印刷」との意見もあった。

茨城県青少年の健全育成条例の基本理念は社会全体で青少年を見守るものであるため、青少年の保護者への周知とともに、60代以上への周知も必要であると思われる。
 認知度を向上させるために、県や市町村の広報紙にも継続して働きかけつつ、地域のお店や大人からの情報で条例を知る回答もあることから、様々な場面や広報媒体を活用し、積極的に周知啓発活動に取り組んでいく。